



e-shien によるオンライン申請
個人番号カード（写）等貼付台紙の提出
※昨年の課税額により判定

4月の申請が不認定であった場合、再度申請する必要がある
認定であった場合は課税地の変更があった場合のみ学校へ連絡
※今年の課税額により判定



↑
昨年度の申請が不認定であった場合、再度申請する必要がある
認定であった場合は課税地の変更があった場合のみ学校へ連絡
※今年の課税額により判定
↓



《 随 時 》

就学支援金受給中に、以下の変更があった場合には、その都度改めて届け出が必要となります。

- ・ 休学・復学
- ・ 婚姻またはその解消等による保護者（所得確認対象者）の変更があった場合
- ・ 入学後に収入の修正申告や税額の更正決定により所得に変更があった場合